～登録手続き～

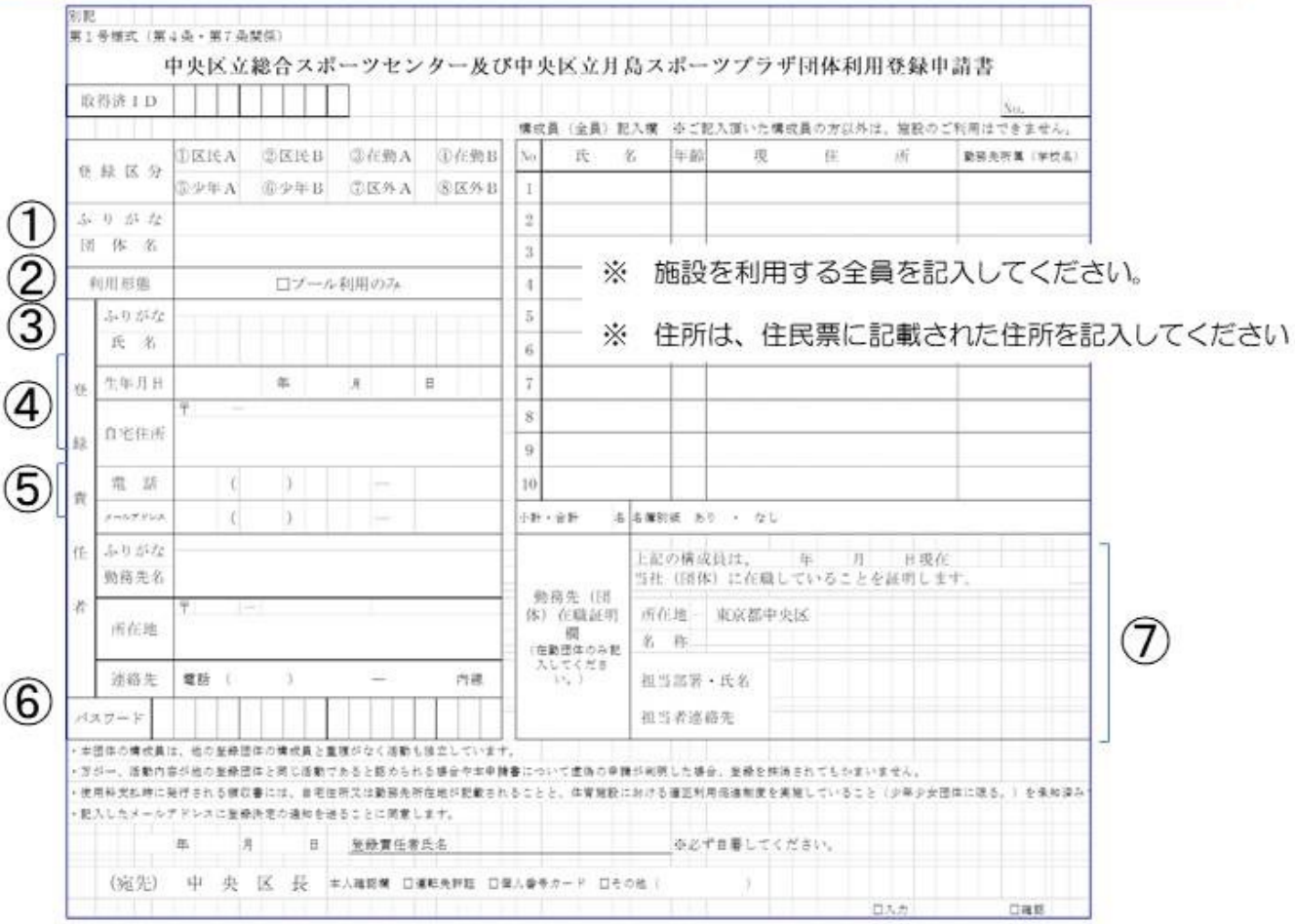
下記の(1)～(3)の方法で、お手続きください。
(1) 電子申請
(2) 総合スポーツセンター窓口受付
(3) 月島スポーツプラザ窓口受付

◎登録手続きは、登録責任者がご本人が行ってください。
◎申請していただいた後、**令和9年3月上旬から順次承認し、登録手続きの完了メールをお送りします。**
　メールが届きましたら通知された利用IDでログインできるかご確認ください。登録証はありません。
◎**初回登録手続きは、2週間程度かかります。**令和9年4月運用開始まで余裕をもってご申請ください。
◎登録には有効期限があり、**継続手続きが必要**です
【初年度有効期限】
　◎区民・在勤・区外団体：登録した翌年の12月末　◎少年少女団体：登録した翌年度の4月末日

登録手続きに必要なもの

①下記の団体利用登録申請書　（区内在勤、在学団体は、在勤(在学）証明欄に記載内容の問い合わせ部署・担当者・電話番号の記入が必要です）

②登録責任者のご本人確認ができるもの　（住所・氏名・生年月日が確認できるマイナンバーカード、運転免許証等）



別記
第1号様式（第4条・第7条関係）

中央区立総合スポーツセンター及び中央区立月島スポーツプラザ団体利用登録申請書

取得済ID

No.

構成員（全員）記入欄　※ご記入頂いた構成員の方以外は、施設のご利用はできません。

No	氏名	年齢	現住所	勤務先所属（学校名）
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

小計・合計　名　名簿別紙　あり　・　なし

登録区分：①区民A　②区民B　③在勤A　④在勤B　⑤少年A　⑥少年B　⑦区外A　⑧区外B

① ふりがな 団体名
② 利用形態　□プール利用のみ
③ 登録責任者 ふりがな 氏名
④ 登録責任者 生年月日　年　月　日
　 登録責任者 自宅住所　〒
⑤ 登録責任者 電話　（　）　－
　 登録責任者 メールアドレス　（　）　－
　 登録責任者 ふりがな 勤務先名
　 登録責任者 所在地　〒
⑥ 登録責任者 連絡先　電話（　）　－　内線
　 パスワード

勤務先（団体）在職証明欄（在勤団体のみ記入してください。）
上記の構成員は、　年　月　日現在
当社（団体）に在職していることを証明します。
所在地　東京都中央区
名称
担当部署・氏名
担当者連絡先
⑦

・本団体の構成員は、他の登録団体の構成員と重複がなく活動も独立しています。
・万が一、活動内容が他の登録団体と同じ活動であると認められる場合や本申請書について虚偽の申請が判明した場合、登録を抹消されてもかまいません。
・使用料支払時に発行される領収書には、自宅住所又は勤務先所在地が記載されることと、体育施設における優先利用団体制度を実施していること（少年少女団体に限る。）を承知済み
・記入したメールアドレスに登録決定の通知を送ることに同意します。

年　月　日　登録責任者氏名　　㊞必ず自署してください。

（宛先）　中央区長　本人確認欄　□運転免許証　□個人番号カード　□その他（　）

□入力　□確認

「中央区立総合スポーツセンター及び中央区立月島スポーツプラザ団体利用登録申請書」は、総合スポーツセンターのホームページからダウンロードできます。または、スポーツ課、総合スポーツセンター、月島スポーツプラザの窓口にて配布しています

～登録申請書の記入方法～

① 団体名

・先の登録済みの団体で同名の団体があった場合、混乱を避けるため団体名を変更していただきますので、ご了承ください。

・団体名は、領収書の宛先になります。領収書の宛先の変更できません。ご注意ください。

② 利用形態

プールのみ利用の団体（B区分）は、☑をいれてください。

③ 登録責任者氏名

構成員の中から登録責任者を1人決めてください。その方とすべての連絡をとらせていただきます。

ふりがなを必ず記入してください。

④ 生年月日・自宅住所

本人確認で必要となりますので、必ず記入してください。

⑤ 電話番号・メールアドレス

必ず連絡のつく番号、アドレスを記入してください。

⑥ パスワード

・この欄には、8文字以上16文字以下のパスワードを記入してください。

電話番号、生年月日、連続した同一番号などは使用できません。

使える文字・・・小文字英字のa～z と 数字の0～9 及び ー（ハイフン）のみです。

※パスワードは、登録通知書にも記載されません。必ずお忘れないようお控えください。

※ ID・パスワードは、予約システムにログインする際に必要となります。ID（8桁の数字で構成）は、後日通知（登録通知書）します。

⑦ 在職証明

在勤団体または少年少女団体は、区内在住者を除き、在勤（在学）証明欄に証明が必要です。